

公表基準等の解説

実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等の概要

ASBJ 専門研究員 むねのぶ ともや
宗延 智也

I. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2021年1月28日に、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）及び改正企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「改正純資産会計基準」という。）等（以下、合わせて「本実務対応報告等」という。）を公表¹した。本稿では、本実務対応報告等の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

II. 本実務対応報告等公表の経緯

1. 会社法の改正

会社法第199条第1項の募集に係る新株の発行又は自己株式の処分（以下、合わせて「株式の発行等」という。）をしようとするときは、その都度、募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないこととされている。そのため、取締役又は執行役（以下「取締役

等」という。）の報酬等として株式を交付しようとする株式会社においては、実務上、いわゆる現物出資構成によって、金銭を取締役等の報酬等とした上で、取締役等に株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付すること（以下「いわゆる現物出資構成による取引」という。）がなされているが、このような方法は技巧的であり、かつ、このように株式を交付した場合の資本金等の取扱いが明確でないと指摘されていた。

これに対応して、2019年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下「改正法」という。）において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をするときは、金銭の払込み等を要しないこととされた（改正後の会社法第202条の2第1項等）。この改正法においては、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行する場合において、当該株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めることとされている（会社法第445条第6項）。

¹ 本実務対応報告等の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2021/2021-0128.html）を参照のこと。

2. 企業会計基準委員会の審議

上記の法改正を受けて、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）内に設けられている基準諮問会議に対して、2019年12月に法務省より取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の検討の依頼がなされた。その後、基準諮問会議の審議を経て、2020年1月に開催された第424回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合（以下「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引」という。）の会計上の取扱いの検討を求める提言がなされ、同年2月に開催された第425回企業会計基準委員会において、新規テーマとすることが決定された。同年5月に企業会計基準委員会における審議が開始され、同年9月に実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等を公表し、2021年1月に、本実務対応報告を公表するに至っている。

Ⅲ. 本実務対応報告の概要

1. 本実務対応報告の適用範囲

本実務対応報告は、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引を対象としている。

なお、いわゆる現物出資構成による取引については、会計処理に関する定めはなく、様々な実務が行われているものと考えられるが、本実務対応報告は適用されない。本実務対応報告が対象とする取引は、会社法上、株式の無償発行であるのに対して、いわゆる現物出資構成による取引は株式の有償発行であるなど、法的な性質が異なる点があるため、いわゆる現物出資構成による取引の会計処理のうち払込資本の認識時点など、法的な性質に起因する会計処理につ

いては異なる会計処理になるものと考えられる。

2. 本実務対応報告の想定する取引の概要

本実務対応報告の対象とする取締役の報酬等として株式を無償交付する取引については、現状では改正法の施行前であり、どのような取引が実施されるか定かではないが、本実務対応報告は、以下の事前交付型と事後交付型を念頭に検討を行っている。

- (1) 「事前交付型」とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、対象勤務期間の開始後速やかに、契約上の譲渡制限が付された株式の発行等が行われ、権利確定条件が達成された場合には譲渡制限が解除されるが、権利確定条件が達成されない場合には企業が無償で株式を取得する取引をいう。
- (2) 「事後交付型」とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、契約上、株式の発行等について権利確定条件が付されており、権利確定条件が達成された場合に株式の発行等が行われる取引をいう。

3. 会計処理の基本的な考え方

我が国では、自社の株式オプションを報酬として用いる取引について、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）があるが、自社の株式を報酬として用いる取引に関する包括的な会計基準はない。ここで、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引は、自社の株式を報酬として用いる点で、自社の株式オプションを報酬として用いるストック・オプションと類似性があると考えられる。よって、この点を捉え、ストック・オプション及び事後交付型と、事前交付型では株主となるタイミングが異なり、その差は提供されるサービスに対する対価の会計処理（純資産の

部の株主資本以外の項目となるか株主資本となるか。)に現れるものの、インセンティブ効果を期待して自社の株式又は株式オプションが付与される点では同様であるため、費用の認識や測定についてはストック・オプション会計基準の定めに従うこととしている。

4. 報酬費用の認識及び測定

上記の、報酬費用の認識や測定についてはストック・オプション会計基準の定めに従うことの基本的な考え方を踏まえ、取締役等に対して株式を発行し、これに応じて企業が取締役等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上することとした。具体的には、各会計期間における費用計上額は、株式の公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額となる。

また、費用の測定についても、株式の公正な評価額に基づき計算し、権利確定条件がある場合の取扱いなども、ストック・オプション会計基準の定めと同様にした。

5. 事前交付型の会計処理

(1) 取締役等の報酬等として新株の発行を行う場合

① 払込資本の認識時点

事前交付型においては、割当日に取締役等は株主となり、譲渡が制限されているものの、配当請求権や議決権等の株主としての権利を有することになる。ただし、割当日においては、資本を増加させる財産等の増加は生じていない。よって、割当日においては払込資本を増加させず、取締役等からサービスの提供を受けることをもって、分割での払込みがなされていると考え、サービスの提供の都度、払込資本を認識することとしている。

② 払込資本の内訳項目

2020年11月27日に公布された会社法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年法務省令第52号)による改正後の会社計算規則(平成18年法務省令第13号)においては、各事業年度の末日(臨時決算日を含む。以下同じ。)において、会社法第202条の2第1項の規定により発行される新株を対価として取締役等が提供した役務の公正な評価額のうち、直前の事業年度の末日から当事業年度の末日までの増加額に相当する資本金又は資本準備金の額が増加することとされている(会社計算規則第42条の2第1項から第3項)。

この点、会計上の資本金の額は、法律における資本金の額と合わせることであり、上記の会社計算規則における取扱いを踏まえ、次のとおり処理することとしている。

	年度通算で費用が計上される場合	年度通算で費用を戻し入れる場合 ^(注)
年度の財務諸表	対応する金額を資本金又は資本準備金に計上する。	対応する金額をその他資本剰余金から減額する。
四半期会計期間	対応する金額をその他資本剰余金の計上又は減額として処理し、年度の財務諸表においては、上記の処理に置き換える。	

(注) 権利確定条件(勤務条件や業績条件)の不達成による失効等が見積数に重要な変動が生じた場合は、見積数の変動に伴う差額を費用計上する(又は費用を戻し入れる)ため、年度通算で費用を戻し入れる場合があり得る。

なお、本実務対応報告には明示されていないが、臨時決算を行った場合には、会社計算規則の規定により臨時決算日において法律上の資本金又は資本準備金が増加することとなることから、会計上の資本金又は資本準備金についても同様に増加させることになると考えられる。

③ 没収の会計処理

事前交付型においては、権利確定条件が達成されない場合には、企業が無償で株式を取得することになるが、このように無償で株式を取得することが確定することを「没収」と定義している。自己株式の無償取得の会計処理は、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）第14項に定められており、当該没収によって無償で株式を取得した場合は、当該定めに従い、会計処理は行わず自己株式の数のみの増加として処理することとしている。

(2) 取締役等の報酬等として自己株式を処分する場合

① 基本となる会計処理と払込資本の内訳項目

企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下「自己株式等会計基準」という。）では、自己株式の処分は株主との間の資本取引と考えられており、株主に対して自社の株式を引き渡す点で新株の発行と同様の経済的実態を有すると整理している。よって、事前交付型で自己株式の処分を行った場合の基本的な会計処理である報酬費用の認識及び測定や払込資本の認識時点については、事前交付型で新株を発行した場合と同様とすることとしている。

この場合、自己株式の処分の対価は取締役等から提供されるサービスと考えられ、そのように考えると、報酬費用の総額と自己株式の帳簿価額との差額は、自己株式処分差額としてその他資本剰余金とすることが適切と考えられる。したがって、自己株式の消滅の認識時点及び報酬費用の認識時点においては、その他資本剰余金を増額又は減額することとしている。

なお、会社計算規則においても同様にその他資本剰余金の変動することとされている（会社

計算規則第42条の2第5項）。

② 自己株式の帳簿価額の会計処理

事前交付型においては、割当日に自己株式が処分され、取締役等は株主となるが、自己株式の消滅の認識については、次の2つの方法が考えられる。

ア. 割当日に自己株式の帳簿価額を減額する方法	株式が企業から取締役等に移転する事実に応じて自己株式の帳簿価額を減額するもの
イ. 勤務が終了し権利が確定した時に自己株式の帳簿価額を減額する方法	最終的に没収によって自己株式を改めて取得する可能性があることから、没収となるか否かが確定するまでは、自己株式を計上し、没収とならないことが確定した段階で、確定したもののみを減額するもの

いずれの方法についても採り得ると考えられるが、本実務対応報告では、次の理由からアの方法を採用し、割当日において、処分した自己株式の帳簿価額を減額するとともに、同額その他資本剰余金を減額し、その後の報酬費用の計上に応じてその他資本剰余金を計上することとしている。

- 通常、自己株式の処分は対価の払込期日に認識することとしているが、これは会社法上、自己株式の処分の効力が生じるのは払込期日とされているためである（自己株式等会計適用指針第34項）。取締役の報酬等として株式を無償交付する場合は、その効力が生じるのが「割当日」であることから、アの方法は、自己株式等会計適用指針の考え方と整合する。
- イの方法を採用した場合、自己株式を企業がもはや保有しておらず、譲渡制限付の株式の保有者として取締役等が株主になっているにもかかわらず、自己株式として計上され続けることになる。

- 自己株式は処分によって、処分の対価に相当する額の分配可能額が増加する効果があると捉えられているが、イの方法を採用した場合、このような効果のない自己株式が計上され続けることになるため、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがある。

なお、会社計算規則においても同様に割当日において自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金の額から減ずるものとされている（会社計算規則第42条の2第4項）。

③ 没収の会計処理

上記のアの方法を採用した場合、割当日に自己株式の帳簿価額を減額するとともに、同額のその他資本剰余金を減額することになるが、権利確定条件が達成されずいったん取締役等に交付した株式を没収する場合、報酬費用は計上されず、その他資本剰余金が増額されないこととなる。そのため、没収による自己株式の無償取得を、自己株式等会計適用指針第14項に従って、自己株式の数のみの増加として処理することとした場合、割当日に減額したその他資本剰余金が減額されたままとなる。

この点、没収による自己株式の無償取得が生じたのは、取締役等から条件を満たすサービスの提供が受けられず、当初意図した交換取引が成立しなかったことによるものと考えられることから、通常の自己株式の無償取得と同様に処理するのは適切ではないと考えられる。

よって、没収による自己株式の無償取得が生じた場合、割当日に減額した自己株式の帳簿価額のうち、無償取得した部分に相当する金額の自己株式を増額し、同額のその他資本剰余金を増額することとしている。

なお、会社計算規則においても、取締役等が当該株式の割当てを受けた際に約したところから従って当該株式を当該株式会社に無償で譲り渡し、当該株式会社がこれを取得するときは、当

該自己株式の処分の際に減少した自己株式の額を、増加すべき自己株式の額とするとされている（会社計算規則第42条の2第7項）。

(3) その他資本剰余金の残高が負の値となった場合の処理

上記の事前交付型の会計処理の結果、会計期間末においてその他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、自己株式等会計基準第12項により、その他資本剰余金の残高を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する（四半期においては、翌四半期会計期間の期首に戻入れを行う。）こととしている。

なお、自己株式等会計基準では、このように払込資本に生じた毀損を留保利益で埋め合わせるの、その期に完結する処理としていることから、過年度にその他利益剰余金で補てんを行った後、当年度に自己株式を処分した場合の報酬費用の計上や没収による自己株式の計上を行った場合でも、過年度に充当した留保利益を元に戻すことはせず、その他資本剰余金を増額することとしている。

6. 事後交付型の会計処理

事後交付型については、対象勤務期間後に株式を交付するため、対象勤務期間中に計上された費用に対応する金額は、将来的に株式を交付する性質のものとして累積させ、権利確定日以後の割当日において払込資本に振り替えることになる考えられる。

このような特徴は、ストック・オプションと同様であるため、報酬費用の相手勘定についても、ストック・オプションにおける新株予約権と同様に、貸借対照表の純資産の部の株主資本以外の項目に株式引受権として計上し、割当日において払込資本に振り替えることとしている。また、改正純資産会計基準等において、貸

借対照表の純資産の部の株主資本以外の項目として、評価・換算差額等と新株予約権の間に、株式引受権を追加している。

この点について、審議の過程で、現在行われているいわゆる現物出資構成による取引における実務では、負債として計上されている事例があることが指摘されたが、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引では、取締役等が提供するサービスの対価として、自社の株式を直接交付する点で支払義務がないなど、必ずしも負債としての性質を満たすかどうかは明らかではないため、本実務対応報告の対象とする取引においては、ストック・オプションとの類似性を重視して純資産の部の株主資本以外の項目として計上することとしている。

なお、会社計算規則においても、株式引受権が規定されており（会社計算規則第2条第3項第34号）、会社法第202条の2により発行される募集株式を対価として割当日前に取締役等が提供した役務の公正な評価額を増加すべき株式引受権の額とするとされている（会社計算規則第54条の2第1項）。また、当該募集株式を割り当てた場合は、割当日において、株式引受権の帳簿価額を減少させ（会社計算規則第54条の2第2項）、同額の資本金又は資本準備金を増加（自己株式の処分の場合は自己株式の帳簿価額との差額を其他資本剰余金を増減）させるものとされている（会社計算規則第42条の3）。

また、いわゆる現物出資構成による取引において株式引受権を用いることができるかとの疑問が聞かれることがあるが、この点については、「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」において、「株式引受権が増加するのは、取締役又は執行役が会社法第202条の2第1項に基づいて割り当てられた募集株式を対価とする役務を提供した場合に限られる（会

社計算規則第54条の2第1項）。また、いわゆる現物出資構成をとる場合には、取締役又は執行役が株式会社に対して提供した役務の対価として受領するのは金銭債権であることから、株式引受権の定義（同令第2条第3項第34号）に当てはまらない」とされている。

7. その他の会計処理

本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、類似する取引又は事象に関する会計処理が、ストック・オプション会計基準又は企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下「ストック・オプション適用指針」という。）に定められている場合には、これに準じて会計処理を行うこととしている。

また、次の項目については、ストック・オプション会計基準の定めとは異なる取扱いとすることとしている。

(1) 付与日

ストック・オプション 会計基準第2項(6)	本実務対応報告
「付与日」とは、ストック・オプションが付与された日をいう。会社法（平成17年法律第86号）にいう、募集新株予約権の割当日（会社法第238条第1項第4号）がこれにあたる。	「付与日」とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する契約が企業と取締役等との間で締結された日をいう。

ストック・オプション会計基準においては、付与したストック・オプションと企業が期待するサービスが契約成立の時点において等価で交換されていると考えられている（ストック・オプション会計基準第49項）ことなどから、付与日を公正な評価単価の算定の基準日としている。また、当該付与日について、ストック・オ

プションでは企業と対象者との間で書面による契約が締結されるとは限らないことを踏まえ、付与日の時点を経済法上の割当日としている。

この点、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においても同様に、交付する株式とその対価である取締役等が提供するサービスが等価で交換されているとみなすことが適切であると考えられ、その等価であることを表す時点は企業と取締役等が合理的な意思をもって条件付の契約を締結した時点²であると考えられる。一方、付与日の時点については、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においては、通常は、企業と取締役等との間で書面による契約が締結されることが想定されること、また、事後交付型においては、当初の時点においてストック・オプションのような法令に基づいて設定する日がないことから、上記の考え方に従って、契約が締結された時点とすることとしている。

(2) 対象勤務期間

ストック・オプション 会計基準第2項(9)	本実務対応報告
「対象勤務期間」とは、ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間であり、付与日から権利確定日までの期間をいう。	「対象勤務期間」とは、株式と引換えに提供されるサービスの提供期間をいい、通常は、契約において定められた期間となる。契約において対象勤務期間が定められていない場合は、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなす。

ストック・オプション会計基準において、対象勤務期間を付与日から権利確定日までの期間としているのは、ストック・オプション会計基

準公表当時の調査において、契約上、権利確定日や対象勤務期間が示されていない事例が多く見られたことから、会計基準において対象勤務期間を明示的に定めたものと考えられる。

この点、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においては、通常は、企業と取締役等との間で書面による契約が締結されることが想定され、契約において「対象勤務期間」が定められていれば、当該期間において費用配分を行うことが適切と考えられる。そこで、本実務対応報告においては、「対象勤務期間」を、通常は契約において定められた期間となとした。また、契約において対象勤務期間が定められていない場合には、ストック・オプション会計基準と同様に、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなすこととしている。

なお、対象勤務期間は、株式と引換えに提供されるサービスの提供期間であることから、勤務条件や業績条件を考慮して条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間と、契約において定められた期間や付与日から権利確定日までの期間が異なる場合は、条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間が対象勤務期間となると考えられる。

8. 開示

(1) 注記

注記の検討を行うにあたってはストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針における注記事項を基礎としているが、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においては、権利行使が行われた場合にのみ株式が交付されるストック・オプションと異なり、権利行使のプロセスが存在しない点や、事前交付型と事後交付型とでプロセスが異なる点

2 契約を締結した時点は、書面、口頭を問わず、条件に実質的に合意した日になると考えられる。

を考慮して、必要と考えられるものとして次の事項を注記することとしている。

- ① 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。）
- ② 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。ただし、権利確定後の未発行株式数を除く。）
- ③ 付与日における公正な評価単価の見積方法
- ④ 権利確定数の見積方法
- ⑤ 条件変更の状況

また、当該注記事項の具体的な内容や記載方法等については、ストック・オプション適用指針の定めに基づいて注記を行うこととしている。

なお、2021年2月3日に公表された『「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について』（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）の改正において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の14及び第8条の16における「自社の株式を交付する場合」には、本実務対応報告の対象とする取引が含まれることとされており（財務諸表等規則ガイドライン第8の14及び第8の16）、取引の内容、規模及びその変動状況等の注記が求められている。

(2) 1株当たり情報

1株当たり情報の算定にあたり、事前交付型においては、払込資本を増加させる前の割当日において発行済株式総数又は自己株式数が変動するため、当該株式数の変動を反映させるか否かが論点となる。この点については、取締役等は割当日に株主となり配当請求権等の権利を得

ることから、割当日における株式数の変動を1株当たり情報の算定に反映することが適切と考えられる。

一方、事後交付型においては、株式が交付されるのは権利確定日以後になるが、株式が交付されることとなる契約は、当初の契約時点において「潜在株式³」の定義を満たし、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において考慮することになると考えられる。ここで、事後交付型はストック・オプションと同様の特徴を有することから、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定においてもストック・オプションと同様に取り扱うこととしている。そのため、業績条件が付されている場合は条件付発行可能潜在株式と同様に取り扱い、勤務条件のみが付されている場合はワラントと同様に取り扱うこととなる。

また、1株当たり純資産額において、株式引受権は新株予約権や非支配株主持分と同様に普通株主に関連しない項目であり、「期末の純資産額」の算定にあたっては、貸借対照表の純資産の部の合計額から控除することとしている。

(3) 関連当事者との取引

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引は、取締役等との取引であり、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下「関連当事者会計基準」という。）における関連当事者との取引に該当すると考えられる。

一方、当該取引を関連当事者会計基準第9項(2)に該当する報酬等と捉えた場合、開示対象外となると考えられるが、資本取引として捉えた場合、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、開示対象になると考

3 企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」第9項では、潜在株式を「その保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付された証券又は契約」と定義している。

えられる。この点、次の理由から、関連当事者との取引に関する開示を行う必要性は必ずしも高くなく、報酬等としての側面を重視して、関連当事者との取引に関する開示は要しないと考えられる。

- ① 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においては、権利行使時に権利行使価格の払込みを受けて株式が交付されるストック・オプションとは異なり、交付する株式についての払込みがサービスの提供のみによってなされ、報酬費用の計上と株式の発行等（資本取引）が同額で行われるため、報酬費用とは別に株式の発行等に関する関連当事者との取引に関する注記を行う必要性が乏しいと考えられること。
- ② 関連当事者との取引として開示が求められる項目は、概ね、本実務対応報告における注記事項として開示されることとなり、利用者が取引内容や条件を判断するための一定の情報は提供されるものと考えられること。

9. 適用時期等

本実務対応報告は、改正法における会社法の規定に基づいて行われる取引を対象としており、改正法の施行前は取引が行われていないと考えられることから、改正法の施行日である2021年3月1日以後に生じた取引から適用することとしている。

また、新たな取引に対して適用するものであり、従来採用していた会計方針は存在しないことから、会計方針の変更には該当しないこととしている。

IV. おわりに

本実務対応報告は、会社計算規則のパブリックコメントの公表とASBJの公開草案の公表がほぼ同時に行われ、平仄を合わせる形で進められており、改正された会社計算規則の内容も合わせてご確認いただきたい。本稿が本実務対応報告等の定めをご理解いただくための一助となれば幸いである。